

子政第2558号  
令和3年9月9日

各市町村長 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎



新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく  
放課後児童クラブへの協力要請について（依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染拡大防止対策への御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項、第2項及び第24条第9項に基づき、8月18日から9月12日までの間、感染拡大防止対策への協力及びまん延防止等重点措置を要請しているところですが、9月12日をもって、同法第31条の4第3項に基づく国のまん延防止等重点措置が終了となることを受け、新たに別紙のとおり感染拡大防止対策を要請します。

併せて、当該要請を受け、施設におけるイベント等の開催の目安を一部改訂しましたので、お知らせします。

つきましては、貴職所管の放課後児童クラブへ周知いただくとともに、引き続き、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、感染症防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。